

後期高齢者医療制度のお知らせ

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

市・道民税非課税世帯の方が入院する場合に、減額認定証を医療機関の窓口に表示することで、入院時の医療費が自己負担限度額までになり、食事代も減額になります。

なお、減額認定証を表示しなかった場合は、減額することができませんので、入院前や入院期間中に、医療機関の窓口には必ず提示してください。

【1か月の医療費の自己負担限度額】

| 所得区分 | 外来（個人単位） | 外来＋入院（世帯単位） | |
|----------------|----------|---------------------------|----------|
| | | 3回目まで | 4回目以降 |
| 現役並み所得者 | 44,400円 | 80,100円＋(医療費－267,000円)×1% | 44,400円※ |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 | |
| 市・道民税 非課税世帯 | 区分 | 24,600円 | |
| | 区分 | 15,000円 | |

4回目以降...過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の限度額は減額されます。

【入院したときの食事代など】

| 所得区分 | | | 療養病床以外に入院 | 療養病床に入院 | |
|----------------|----|----------------------------------|----------------------|-----------|--------|
| | | | 食事療養標準負担額 (1食の食費) | 生活療養標準負担額 | |
| | | | | 1食の食費 | 1日の居住費 |
| 現役並み所得者、一般 | | | 260円 | 460円※ | |
| 市・道民税 非課税世帯 | 区分 | 90日までの入院 | 210円 | 210円 | |
| | | 過去12か月で90日を超える入院 | 160円 | 320円 | |
| | 区分 | 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、80万円以下) | 100円 | 130円 | |
| | | 老齢福祉年金を受給されている方 | | 100円 | 0円 |

一部の医療機関では、1食の食費が420円になる場合があります。

減額認定証の更新

現在使用している減額認定証は、7月31日で有効期限が満了となります。平成22年6月30日までに減額認定証の交付を受け、平成22年度も市・道民税非課税世帯の方は、減額認定証の更新手続きが不要になりましたので、7月中に新しい減額認定証を送付します。

なお、6月30日までに減額認定証の交付を受けていない場合は、減額認定証が送付されませんので、手続きが必要になります。



申請・問合せ先 市高齢・介護室医療給付係